

朝鮮近代の外交実務担当者に関する基礎的研究 ——「統理交渉通商事務衙門統章程」制定に着目して——

森 万佑子

はじめに

本研究は、甲午改革以前の朝鮮において外交を扱う官庁であった統理交渉通商事務衙門（以下、外衙門）について、『統署日記』等の基礎的史料から、主事ら実務担当者の職務内容や勤務実態を明らかにしようとするものである。

朝鮮にとって、近代国際法に基づく最初の条約は1876年の日朝修好条規であった。当時、朝鮮政府には外交を管掌する官庁はなく、日本との交渉は従来通りに東萊府使が担当した。そして朝鮮は、日本以外の外国と条約を結ぶ考えはなかった。しかし国際環境の変化に伴い、1882年にアメリカと国交を結ぶ朝米修好通商条約（朝米条約）と、中国との宗属関係を明文化した中国朝鮮商民水陸貿易章程を締結した。こうして1882年から1894年の日清戦争までの時期の朝鮮は、朝米条約締結に際して国王がアメリカ大統領に送った照会文にあるように「中国の属国であって、内治・外交は自主」⁽¹⁾の状態であった。この間、属国たることを求めて宗主権を強化する中国と、自主の領域を広げようとする朝鮮とのあいだでしばしば軋轢が生じたことは周知の通りである⁽²⁾。ただこのような軋轢は朝露密約問題や公使派遣問題など、個別の事例から指摘されるもので、日常の外交実務もこの構図で説明できるかについては検討を要する問題である。そこで本稿は、朝鮮政府の日常の外交実務を明らかにする目的で、1882年から1894年までの時期に外衙門で外交事務を担当した実務者の実態について検討する。

外衙門とは、1882年12月（以下、年度には西暦を、月日付は史料の記載通り陰暦を使用する）に設置された外交関係を管掌する正二品⁽³⁾の官庁である。外衙門は、1880年12月に外交・通商事務と西洋式軍備の整備のために設置された統理機務衙門（正一品衙門）が、機務処を経て、1882年11月に外交関係事務を管掌する統理衙門と軍事関係事務を管掌する統理内務衙門に分離したうちの前者を改称したもので、1894年7月の甲午改革まで存続した。一方、後者は統理軍国事務衙門（以下、内衙門）に改称され、甲申政変直後の1884年10月に廃止されるものの、翌年5月に内務府として改称・改編された。

1882年から1894年までの時期の政府機構について議政府や統理機務衙門、内務府に関しては豊富な研究蓄積がある一方で⁽⁴⁾、外衙門に関する研究は次の二つのみである。一つは田美蘭⁽⁵⁾の研究で、ソウル大学校奎章閣所蔵の外衙門関係史料を駆使して外衙門の規則・組織・構成員等の基礎的事項を整理した。田美蘭は、外衙門が近代外交と通商を専門に扱う機関であったとしつつも、清朝との宗属関係を重視した機関であったと指摘し、外

衙門を親清的とみる従来の見方⁽⁶⁾に近い見解を示した。もう一つは酒井裕美⁽⁷⁾の研究で、甲申政変以前の外衙門の対国内活動や運営方式、構成員の分析を通して外衙門の実態解明を試みた。酒井裕美は、外衙門の対国内活動が地方官庁との有機的な連携の上で行われていたこと、また構成員の任用条件や兼職状況の分析から、外衙門が「近代」的か「親清」的かというどちらか一方の評価で割り切れるものではなかったことを指摘した。

本稿はこのような先行研究を踏まえた上で、なお検討の余地が残されていると思われる次の二点について、これまで十分に活用されなかった史料も用いることで説明を補うことを目的とする。一つは、外衙門が『統理交渉通商事務衙門統章程』(以下『統章程』)を定めた理由について十分に説明されていないことである。外衙門は創設当初に『統理交渉通商事務衙門章程』(以下『章程』)を定めたが、1887年4月27日に『統章程』を定めて組織を改編している。『統章程』制定について田美蘭は、「1887年になると外衙門は外交と通商だけを専担する専門官署として改編された」⁽⁸⁾とし、所謂開化政策全般に対応していた外衙門の組織と機能が、『統章程』によって外交と通商に特化したことを指摘している。しかし、田美蘭は『統章程』制定に関してはこれ以上に踏み込んだ解釈をしていないため、韓哲昊は「組織改編の原因を内務府と関連させて分析しないまま、単にその過程を叙述するだけに止まった」⁽⁹⁾と田美蘭を批判し、外衙門の改編の背景には1885年の内務府設置があり、内務府が外衙門の一部機能と重複したために外衙門の機能が有名無実化したとした。韓哲昊の指摘は示唆に富むものであるが、『統章程』制定に関する研究は「その過程を叙述するだけ」で未だ十分ではなく、他官庁である内務府との関係性を検討するだけの成果が挙げられていない。そのため本稿は、『章程』と『統章程』の違いを外衙門の運営実態と合わせて考察することで、今後、内務府を含めた統治機構全体と外衙門の関係を分析する基礎を築きたい。

もう一つは、『統章程』制定から甲午改革までの外衙門の活動実態が明らかになっていないことである。酒井裕美は「朝鮮政界の勢力図が大きく変わる」甲申政変以前に分析の時期を限っている⁽¹⁰⁾。田美蘭の研究は1887年頃までが中心であり、それ以降は1887年以前の分析結果をそのまま敷衍して説明している箇所が少なくない⁽¹¹⁾。

以上二つの問題を検討するために、これまで十分に活用されてこなかった史料として、ソウル大学校奎章閣所蔵の次の史料を用いた。一つは、1883年1月21日から1889年12月29日までの『草記』と1890年1月14日から1894年10月5日までの『本衙門草記謄録』である。「草記」とは、それほど重大ではない政務上の事柄を簡単に記して国王に伝える文書である。もう一つは、本稿の第3節で詳述する外衙門書吏が記した『統椽日記』(Vol. 1-16, 1888年1月1日から1894年9月20日)である。

以下、本稿の第1節では、『章程』から『統章程』への変更点を改めて見直し、『統章程』制定の背景を探る。続く第2節では、『章程』から『統章程』への最も大きな改訂点である主事について、その勤務実態を中心に検討する。最後の第3節では、『統椽日記』の分析と

総務導入に関する考察を通して、1887年以後の外衙門の実態解明に重点を置く。

1. 『統章程』の内容の再検討：『章程』との違いを中心に

(1) 『章程』⁽¹²⁾の内容

『章程』・『統章程』それぞれの内容は、既に先行研究が詳しく分析しているので詳細はそちらに拠ることとし、本稿では『章程』から『統章程』への改訂内容に着目して整理することに止めたい。『章程』の作成日時は明記されていないが、外衙門創設とほぼ同時期とみられている。全23条からなる『章程』は、冒頭で「外衙門の設置は、今日の要務を講究し改変事柄を斟酌すること」を目的とし、「利国利民の政」のために四司と同文学を置くとしている⁽¹³⁾。この四司一学の組織と業務内容は[表1]の通りである。[表1]から、設立当初の外衙門の業務内容が外交関係(掌交司)と通商(征権司)、そして近代文物の受容に関する所謂開化事業(富教司・郵程司・同文学)の三本柱から成っていたことが分かる。

[表1] 外衙門四司一学の組織と業務内容

部署名	業務内容
掌交司	条約に関する業務(交渉, 使臣派遣, 条約の改訂)
征権司	海関・辺関に関する業務
富教司	利源の開拓業務(貨幣鑄造, 開鉱, 製造, 招商社)及び蚕桑・牧畜業務
郵程司	土木業務(電報・郵便・鉄道・水陸通路)
同文学	人材の養成(外国語, 政治, 理財の学習)

典拠：『章程』(奎20515)、田美蘭(1990、224頁)

次に、四司の構成員とその職務内容をまとめたのが[表2]である。四司一学の総責任者であった督辦は従一品から正二品に該当し、1882年12月から1894年6月までに14名が任命されたが、督辦ではなく署理督辦が執務する場合が少なくなく、在任期間は一年未満が多かった⁽¹⁴⁾。各司の長である協辦は正二品から従二品に該当し、1882年12月から1890年12月までに29名が任命された。メレンドルフ Paul G. von Möllendorff のような外国人外交顧問も含まれ、在任期間は一年未満が多いが、協辦のうち5名が督辦に昇進した。協辦を補佐する参議は正二品から正三品に該当し、1892年までに24名が任命され、このうち相当数が協辦や督辦に昇進した。以上が堂上官(正三品以上)である。各司で実務を担当した主事は五品から六品の者が多く、中には進士・幼学も含まれ、官僚としての経歴がない者もいたが、代わりに外国語能力や海外渡航経験を有するなどしていた⁽¹⁵⁾。主事は同一官庁における堂上官と堂下官の総称である「堂郎」に含まれ、正三品から正六品に該当

する中堅官僚で、決して地位の低い職位ではなかった。

[表2] 四司の構成員とその職務内容

役職名	人員	職務内容
督辦	1	四司と同文学を総括する総責任者*
協辦	4	四司の領袖
參議	4	各司で協辦を補助する者
主事	8	各司に属し、文書の記録・作成及び受け取り・発送を担当する者で、宿直による警備も担当
掌印官	1	鈴印と公文を管理する者

典拠：『章程』（奎 20515），田美蘭（1990， 227-235 頁）

* 督辦には会辦一人を補佐としてつけることが記されている。これは馬建常のために設けられた役職であったと見られるが、馬建常が実際に出勤した記録はないため、どのように機能していたかは不明である（酒井裕美，2010，7-8 頁）。

[表3] 外衙門四司一学主事の職務内容

司	人員	職務内容
掌交司	1	外交担当
	1	使臣派遣計画担当
	另設	開港場で通商事務を担当（関税出入，地代の権利）
征權司	1	海関
	1	辺関
	另設	各関に関長一人を設け、徴税及び外衙門への収入・支出の報告を担当
富教司	1	鑄造・官銀号担当
	1	招商・開鉱・製造担当
	1	蚕桑・牧畜担当
郵程司	1	本国地区・土木工事担当
同文学	不明	掌教の補佐

典拠：『章程』（奎 20515），田美蘭（1990， 232 頁）

[表3] の通り、主事には『章程』で具体的な職務内容が定められた。しかし [表3] から、計8名の主事の各司への配置状況は分かるものの、職務内容については各司の担当業務を説明した [表1] と大きな違いはなく、この段階で主事の職務内容が後にみる『続章程』のそれに比べて明確でなかったことが分かる。ただ『章程』で督辦・協辦・參議にはない具体的な職務規定を主事にだけ設けているのは、主事の実務を外衙門の運営に直接

関わるものと想定していたからだと考えられる。

(2) 『統章程』⁽¹⁶⁾ の内容

全13条から成る『統章程』には作成日時が「光緒十三年四月二十七日」と明記されている。『統章程』の作成理由は記されていないものの、『草記』には「本衙門の事務は繁忙を極め、最初に定めた章程には規則に省略された部分が多いので、よくはかり考えて状況に合わせて改変し、永く確定したきまりとしなければならない。故に統章程を作成し納めることを申し上げる」⁽¹⁷⁾と記されている。すなわち、外衙門の事務が忙しくなり『章程』では対応しきれない実務が増えたので、そのような実態に合わせるために『統章程』が作成されたというわけである。そして『統章程』は同年閏4月1日に施行されている⁽¹⁸⁾。

では、具体的に『章程』のどの内容が実務に追い付かなくなったのだろうか。『章程』と『統章程』の内容を比較して考えてみたい。第一条督辦、第二条協辦、第三条參議の職務規定は『章程』から『統章程』で大きな改訂箇所はない。ただ、督辦の指揮監督対象に「在外公使領事」⁽¹⁹⁾が新たに加えられたことは注目すべき点である。『章程』から『統章程』への重要な改訂点は、続く第四条の主事の人員、第五条から第十条までの主事の職務内容に表れる。まず第四条に「主事二十四人は各司に所属し、筆記・裁定を司る」⁽²⁰⁾とあり、主事の人員がこれまでの8名から24名へと大幅に増員したことが分かる。次に第五条から第十条で各司への主事の配置と、各司の主事の職務内容が記されている。ここでの最も大きな変更点は、外衙門の組織が四司一学から六司に改編された点である（〔表4〕参照）。従来の組織は、外交関係を司る掌交司と通商を司る征権司、そして開化事業を司る富教司・郵程司・同文学の三つの範疇に分けられていたが、『統章程』では外交関係を扱う総務司・交渉司・翻訳司・記録司と、通商関係を扱う通商司・会計司の二つの範疇に分けられた。

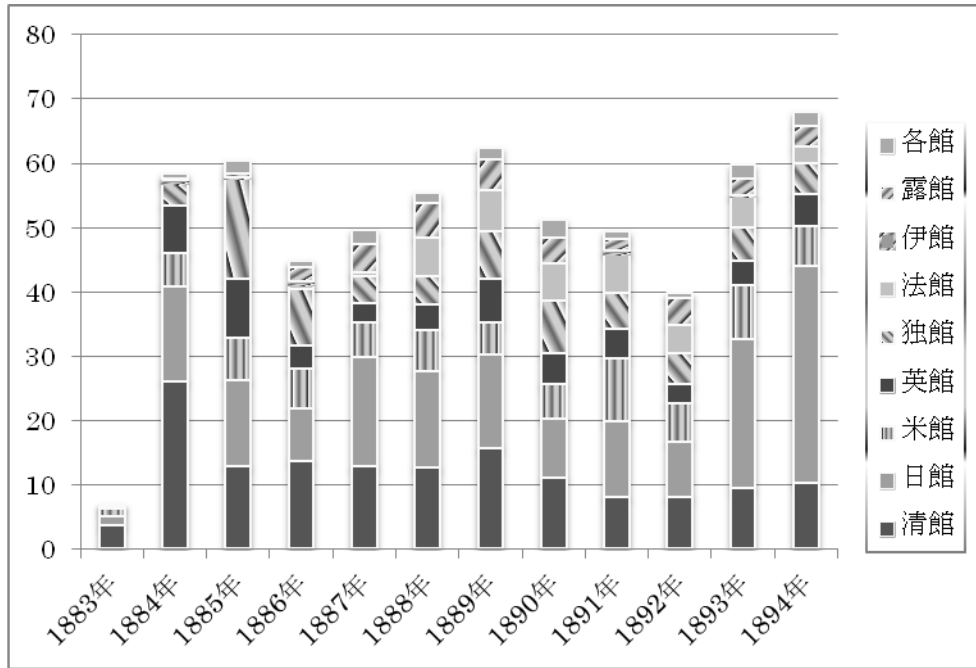
ここから先行研究は、「外交と通商だけを専担する専門官署として改編された」⁽²¹⁾とか、「外衙門の組織が過去よりも一本の筋が通り業務がより一層具体化した」⁽²²⁾などと『統章程』を評価している。この評価は正鵠を射ており、とりわけ『章程』よりも『統章程』のほうが「業務をより一層具体化」したことは重要である。先に、『章程』では各司の業務内容と主事の職務内容に大きな違いがなかったと指摘したが、『統章程』では主事の職務内容がより明確に示されている。例えば、第五条「総務司」は『章程』の「掌交司」の業務を引き継いだものと思われるが、「掌交司」の職務内容が「外交担当」と簡単にまとめられていたことに比べ、「総務司」では「外衙門の政務の訓令書及び各国公使館往復文書を起草して督辦に上奏し、許可を得て発行・施行する」などとあり具体的である。これは恐らく、『章程』作成時にはこれから行おうとする職務内容を記したのに対して、『統章程』作成時には既に行っている職務内容を参考にして明文化したからだろう。

[表 4] 外衙門六司主事の職務内容

司	人員	職務内容
総務司	1	外衙門の政務の訓令書及び各国公使館往復文書を起草して督辦に上奏し、許可を得て発行・施行
	1	各国条約及び通商章程、外国人との交渉事例の謄刊・交付
	1	条約を改訂する場合、万国公法などを斟酌し改訂可否を検討
	1	外衙門官員及び外国に派遣する公使・領事等の全權証書・委任状奉諭
	1	外衙門の所轄内外の官員の職務履歴、賞罰、宿直・休暇の許可などの管理
通商司	1	外国人の朝鮮内地買付け、朝鮮人の外洋貿易及び海関・辺関の一切の商務
	1	外国に派遣した領事の赴任・解任事務と規定手数料の徴収
交渉司	1	外国交際官の陛見と宴会の事務
	1	朝鮮駐在の各国公使館館地と各港領事館館地及び居留租界の事務
	1	朝鮮駐在各公使・領事の氏名・爵位・勲等及びその赴任・就任・解任・帰国の年月日の証明書への詳記、並びに外国官吏と人民の賞勲に関する事務
	1	朝鮮駐在の各港領事の認可状の事務
	1	私的に外国人を雇用する際の管理
	1	朝鮮人が外国旅行する際の護照、外国人が朝鮮国内を遊歴する際の護照並びに憑驗の発収
繙訳司	1	各国公使館往復交信の翻訳
	1	各公使及び外国人の外衙門訪問時の通訳
記録司	1	外衙門交渉文書の謄本作成
	1	条約・国書・外交往復文書の保存
	1	外衙門の各司の文書・簿冊の分類・編集
	1	在外公使・領事の報告書の保存・管理
	1	外衙門が所蔵する国内外図書の管理
会計司	1	陸海関税の毎月の歳入・歳出を計算し、外衙門の経費として会計
	1	外衙門所管の税収や米・穀の歳入から外衙門堂郎・下級官員の月給、在外公使・領事館及び宴会費用の用意、並びに歳出総額の管理
	1	海関・辺関の関税額の出入の計算

典拠：『統章程』（奎 15323）

〔図1〕 外衙門と各国の往來文書の年平均件数（少数点第二位を四捨五入，単位：件）



典拠：『統署日記』

実際に〔図1〕の通り，外衙門が当時各国公使・領事とやりとりした文書件数は『統署日記』⁽²³⁾で確認できる分⁽²⁴⁾だけでも毎月約40件以上あり，これらの業務が『統章程』の「総務司」の手続きに則って行われていたと推測される。また，各国公使・領事の漢城駐在⁽²⁵⁾がはじまる1884年以降は往來文書件数が急増している（〔図1〕参照），『章程』作成時にはそれ程の量を想定していなかった外交文書の処理が『統章程』制定時には外衙門の中心業務の一つになっていたといえる。他にも『統署日記』には，「交渉司」が扱うこととなる各国公使・領事の陸見や宴会，そして「護照」の発給，「翻訳司」が扱うこととなる外交文書の往來や毎月数名の外国人來訪者の記録，「通商司」や「会計司」が扱うこととなる総務司とのやりとりなど，『章程』作成時にはほとんど行われていなかった職務が『統章程』制定前には記録されている。従って，『統章程』はこれら外衙門が既に行っている業務を明文化する目的があったと考えられる。

同時に，『統章程』には近い将来に行う業務も含まれていた。「第一条督辦」の職務に「在外公使領事」の指揮監督業務が新たに加わったことから，『統章程』制定時に在外公使・領事の派遣を近い将来に行おうとしていたことが分かる⁽²⁶⁾。換言すれば，『章程』の「掌交司」の「使臣派遣計画担当」業務が，『統章程』制定時には運用段階に入ろうとしていた

ということである。これに伴って主事の職務内容にも「在外公使領事」に関連する新たに業務が加わっている。具体的には、①「総務司」の「外衙門官員及び外国に派遣する公使・領事等の全権証書・委任状奉諭」、②「通商司」の「外国に派遣した領事の赴任・解任事務と規定手数料の徴収」、③「記録司」の「在外公使・領事の報告書の保存・管理」、④「会計司」の「在外公使・領事館及び宴会費用の用意」がある。

最後に、『続章程』で定められた既に行っている業務や近い将来に行う予定である業務は、朝鮮が各国と結んだ条約や章程で決められた事柄であることが分かる。開港場の管理や条約締結国の外交官や領事の受け入れ、条約締結国への公使・領事の派遣がそれである。つまり『章程』から『続章程』への改訂には、各国との条約や章程で決められた仕事を円滑に行う目的があったといえる。ゆえに『続章程』制定に関しては、組織が四司一学から六司へ改編されたという表面的な理解に止まらず、条約や章程で決められた事項を遂行するための主事人員の増員と職務内容の変更があったという本質的理解が必要である。

2. 主事の勤務実態

主事は、他の役職とは違い具体的な職務内容の規定があり定員数も多い。また『統署日記』で日々の出勤者をみると、督辦・協辦・參議は出勤しない日が多々ある一方で、主事は必ず誰かが出勤している。このような点から、主事は外衙門の運営に直接関わっていたと推測される。以下では、主事の勤務状況の分析を試みる。

(1) 主事の任命・在任・勤務状況

1882年12月4日に統理衙門から外衙門に改編されると翌5日に堂上官が任命され、年が明けた1月20日から主事の任命がはじまる。1883年1月20日から甲午改革の直前である1894年6月29日までに主事に任命された者の姓名・本貫・在任期間・在任日数・生年・就任年齢・就任前の職位・就任中及び就任後の職位をまとめたものが[表5]（文末資料参照）である。

[表5]をみると、主事に任命された者は227名で、一人が複数回任命された場合もあるので延べ人数では276名となる。このうち二回以上主事に任命された者は40名なので、全体の約五分の一が主事に複数回就いていたことになる。次に、姓名の横に「△」の記号と在任日数に二重線が付いている者は、『統署日記』で外衙門への出勤が確認できない者である。ここから一日でも外衙門に出勤したことが確認できる者は、主事に任命された227名のうち97名、延べ人数では276名のうち156名になる。要するに、主事に任命はされても一度も出勤しなかった者が半数以上いたということである。このことは、半数以上の主事が出勤しなくても俸給をもらう冗官であり、主事が何らかの政治的任命であったことを示

唆するものである。

他方 [表 5] の在任日数からは 1,000 日以上、中には 3,000 日以上の主事がいたことが分かる。さらに『統署日記』から実際の出勤日数を計算すると、一日しか出勤していない李相采や李時翼がいる一方で、丁大英 2,090 日、秦尚彦 1,665 日と多い出勤日数が確認できる。この他、鄭萬朝・尹顥求・李鶴圭・李喬憲・沈啓澤・徐相奭・朴世煥等の出勤日数が多かった。

主事に複数回任命された者が全体の約五分之一を占める実態や主事の勤続年数の長さから、主事が上級職に昇進できなかったことが推測できる。事実、主事の中で参議に昇進した者は金思轍・兪吉濬・李鶴圭・鄭秉夏・尹致昊・徐相雨・南廷哲で、このうち協辦に昇進した者は徐相雨・南廷哲、さらに督辦まで昇進した者は南廷哲一人であった。既に指摘した通り、主事には就任前は進士や幼学であるが海外経験などを買われて登用された者が少なくないので、登用はされても堂上官に昇進することは難しかったと考えられる。

では昇進することが稀であった主事は、主にどのような職位間で異動したのだろうか。[表 5] の主事の「就任前の職位」、「就任中・就任後の職位」をみると、主事に就任する前後に済衆院主事や博文局主事、あるいは釜山・元山・仁川港監理署幫辦や書記官を経験する者が多いことが分かる。これらは外衙門が管轄する職務なので、主事は外衙門が管轄する職位間で異動することが多く、別言すれば外衙門が管轄する職位間で主事を回していたと指摘できる。その典型的な例として、開港場監理署書記官と外衙門主事の人事異動が挙げられる。外衙門主事が釜山・元山・仁川港監理署書記官の職位を兼任したり、主事が開港場の書記官を専任し、任期満了になると主事に戻ったりしている。さらに 1889 年頃からは、開港場監理署の業務が忙しくなった状況を受けて、1889 年 10 月 24 日に開港場に派遣された主事はそこで任期満了まで勤務し、その後で外衙門主事に戻る規則を設けている⁽²⁷⁾。以上から、外衙門及び開港場の実務は主事が中心となって対応していた実態が浮かび上がってくる。

(2) 月当たりの主事の出勤人数の変化

『統署日記』にはその日の出勤者が、督辦・協辦・参議・主事の順に記載され、同じ役職内では勤続年数が長い者から順に記録されている。督辦・協辦・参議は出勤しない日が散見されるが、主事は毎日必ず誰かが出勤している。そこで、毎日何人の主事が外衙門に出勤したのか、主事の一日常たりの出勤人数を月平均毎にまとめたものが [表 6] である。

[表 6] をみると、主事の人員は『章程』で 8 名、『統章程』で 24 名（各司に配置された人員は 23 名）と定められていたが、規定通りの人数の主事が出勤した日はほとんどないことが分かる⁽²⁸⁾。まず『統章程』制定以前の時期をみると、1884 年中ごろまでは出勤人数が規定の 8 名に満たないことも少なくなかったが、1884 年 10 月 18 日に 11 人の主事が出勤

をしたことを皮切りに出勤人数が増えはじめ、毎日 10-20 人程度の主事が出勤するようになり、一日当たりの出勤人数の月平均人数も 10-15 人を記録するようになる。この時期の出勤人数の増加は、既に指摘した各国公使・領事の漢城駐在の開始とそれに伴う往來文書の急増を反映したものと考えられる。

[表 6] 主事の一日常たりの出勤人数の月平均 (小数点第一位を四捨五入, 単位は人)

	1	2	閏 2	3	4	閏 4	5	閏 5	6	閏 6	7	8	9	10	11	12
83	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	7	7	6	7	7
84	6	7	-	7	6	-	5	5	6	-	7	6	5	7	9	9
85	10	10	-	9	11	-	12	-	11	-	12	13	11	10	13	14
86	13	13	-	12	15	-	14	-	12	-	11	13	13	12	12	11
87	11	15	-	13	15	17	15	-	16	-	14	9	11	11	10	10
88	9	10	-	10	10	-	9	-	9	-	11	10	8	9	10	8
89	9	12	-	12	11	-	8	-	9	-	11	9	8	6	8	7
90	10	10	11	13	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
91	8	6	-	7	7	-	7	-	6	-	6	6	6	5	4	5
92	4	6	-	8	11	-	10	-	10	7	8	7	8	8	8	8
93	8	8	-	8	8	-	8	-	8	-	7	6	7	8	7	9
94	7	6	-	8	8	-	8	-	9	-	/	/	/	/	/	/

典拠：『統署日記』

1884 年末頃からの外衙門事務の繁忙は次の二つの事例からも検証できる。一つは、主事より下位の役職で、『統署日記』には出勤が記録されない「司官」や「司事」が主事を代行している事例である。1884 年 4 月 21 日の『草記』には、外衙門司官 3 人と博文局司事 3 人が主事の仕事をすることが記されている⁽²⁹⁾。このような司官・司事の主事代行は主事の不足のためと考えられる。もう一つは、参議が宿直した事例である。主事の職務内容の一つに宿直があり⁽³⁰⁾、『統署日記』にはその日の日記の最後に宿直者名が記録されている。宿直者は新任の主事ほど頻りに宿直する傾向があるものの、宿直は「輪番制」であるためベテランの主事でも月に一度は宿直をしている。このような中で、1884 年 11 月 21 日から 23 日に参議が主事と共に宿直した記録があり、これも主事の不足のためと思われる。このような事例から、先に引用したように、「本衙門の事務は繁忙を極め、最初に定めた章程には規則に省略された部分が多いので、よくはかり考えて状況に合わせて改変し、永く確定したきまりとしなければならない。故に続章程を作成し納めることを申し上げる」という外衙門の『草記』にある『続章程』の制定理由は、名目上のもではなく、実務が繁忙で 8 名の主事では人員が不足した実態を反映したものと考えられる。

しかしながら、『統章程』が制定されてからは主事の出勤者数が減少していく。[表 6] は月平均の人数をまとめたものなので、日々の具体的な出勤人数を示すことはできないが、『統章程』制定直前の 1887 年 1 月 26 日、28 日、2 月 6 日、24 日、4 月 4 日は 20 名以上の主事が出勤し、それ以外の日も 12 名以上の主事が出勤する日がほとんどであった。『統章程』制定直後も 20 名前後の主事が出勤する日が多く確認できるが、1887 年 7 月 25 日に 21 人の主事が出勤したのを最後に出勤人数が徐々に減りはじめる。1891 年頃からは出勤人数は大幅に減少し、『統章程』が定めた 24 名という定員の半分にも満たなくなる。さらに、出勤する個々の主事に着目すると、1892 年秋頃から出勤メンバーが固定化してくることが確認できる（この固定メンバーについては次節で説明する）。一方、この時各国公使・領事との往来文書件数などに大きな減少はみられず（[図 1] 参照）、主事が処理すべき実務量に大きな変動はなかったといえる。

(3) 勤務実態の事例：「日曜日」概念を中心に

最後に、主事の勤務実態の一つの事例として、外衙門における「日曜日」の導入について検討したい。『章程』では、外国の例に倣って官吏が七日に一日休む制度の導入を提案している⁽³¹⁾。「外国の例に倣って」とあるように、「日曜日」の導入は外衙門における西洋文化受容の一例であった。では、実態はどうであったのだろうか。

1883 年 8 月 1 日から記録がはじまった『統署日記』には、8 月 2 日の欄に早速「日曜」の記載があり、以後ほぼ七日に一度「日曜」「曜」「曜日」の文字が欄内もしくは欄外に記されている。さらに「日曜なので出勤なし」などの記録⁽³²⁾や、日曜日に当たる日は通常よりも少ない 1-3 名の主事が出勤していることから、『章程』の提案が実際に運用されたことが分かる（但し、宿直は日曜日も行われた）。その後、『統章程』では「外国の七日に一日休日をとる例を援行し、官衙の休日を示す」⁽³³⁾と規定され、『章程』で提案された「七日に一日休む」という勤務形態が明文化された。しかし『統章程』を前後して、「日曜日」を休日とする勤務実態が確認できなくなる。まず、「日曜」に官吏が出勤しなかった記録や普段より出勤人数が極端に少ない記録は、1886 年末頃からみられなくなる。次に、『統章程』制定を前後して『統署日記』に「日曜」の記録がされない日が目立ち始める。最後に、「日曜」の記録は 1889 年 3 月 29 日の日曜日以後は記録されなくなる⁽³⁴⁾。

以上から、『章程』で提案された「七日に一日休む」という制度は、1883 年から 1886 年頃にかけて定着しつつあったが、1886 年末から動揺しはじめたことが分かる。そして 1887 年の『統章程』は、「日曜日」を外衙門の休日とすることを定めたにも拘わらず、却ってそれは機能しなくなっていた。この理由は、そもそも朝鮮では陰暦の日付を用いていたので、西暦⁽³⁵⁾に基づく「日曜日」を併用することで混乱が生じたからかもしれないし、「日曜日」だからといって休んではいけないほどに事務が繁忙していたからかもしれない。

いずれにせよ、外衙門が導入を試みた「日曜日は休む」という習慣が定着しなかったことについては、今後の検討課題である。

3. 『統章程』以後の外衙門の運営実態

1887年から甲午改革が始まるまでの時期の外衙門については、研究蓄積がほとんどなく不明な点が多い。しかし甲午改革で設置される外務衙門を研究する上でも、『統章程』で改編された組織が甲午改革までどのように維持され、運営されていたのかについて知ることは重要である。そこで本稿では、1887年から1894年までの外衙門の実態を明らかにする目的で、『統椽日記』⁽³⁶⁾と「総務」の選出について取り上げることとする。

(1) 『統椽日記』の分析：『統署日記』との違いを中心に

『統椽日記』は、1888年1月1日から1894年9月20日までに外衙門の書吏が記録した日記である⁽³⁷⁾。書吏とは、漢城の各官庁に置かれた下級官吏で書冊の保管や記録の任務を担当し、任期は2,600日であった。1888年1月1日から1894年6月29日までに『統椽日記』を記した書吏は計17名で、このうち任期満了まで務めた書吏はなく、朴弘錫(2,363日)と崔奎成(2,363日)の二人がそれに近いのみであった。また、書吏は主事とは違い人員に大きなバラつきはなく、毎日4-7名体制⁽³⁸⁾で在任中はほとんど休まずに出勤した。

『統椽日記』は、『統署日記』と同じく日付・天気・出勤者名・往来文書の順に記録されている。『統椽日記』の記載事項を『統署日記』と比較すると、次の四つの特徴がある。一つ目は、外衙門と朝鮮に駐在する外国公使・領事、総稅務司や朝鮮政府が派遣した在外使臣とのあいだの往復文書は『統署日記』には記録されているが、『統椽日記』には一切記録されていない点である。二つ目は、外衙門と漢城府(漢城の市政及び裁判を管掌)や吏曹(六曹のひとつで人事を管掌)など漢城内の他官庁との往復文書、そして外衙門の「草記」の内容は『統署日記』と『統椽日記』の両方に記録されている点である。三つ目は、外衙門と地方官庁との往復文書は『統署日記』には一部もしくは文書の要約が記録されているが、『統椽日記』には吏読表記を含めたほぼ全文が記録されている点である。四つ目は、相手を問わず電報によるやりとりは『統署日記』には記録され、『統椽日記』には記録されていない点である。

『統椽日記』に記録されている外衙門と地方官庁の往来文書形式は、1884年以前の『統署日記』を用いて酒井裕美が明らかにした外衙門と地方官庁の往来文書形式と大きく異なることなく⁽³⁹⁾、1888年以降も同じ文書形式が継続されたことが分かる。具体的には次の通りである。地方官庁から外衙門へは、觀察使や守令レベルの地方官庁(下級官庁)から外衙門(上級官庁)に送られる文書形式である「牒報」や、各道の觀察使が「啓」を奏上

する際に外務に関する内容は謄本を作って外衙門に送る「謄報」が用いられた。また各道の兵営や監営から外衙門へ「回移」も用いられた。他方、外衙門から地方官庁へは「関」の形式を使用し、觀察使以下守令クラスに直接、もしくは「八道四都」「九道」「二都七道」や「沿路」「沿途」の「各官」に一斉に送られた。開港場監理にも「関」の形式を使用し、各港あるいは「三港」に一斉に送られた。このような文書形式の連続性から、外衙門の繁忙のために1888年に新たに『統椽日記』を設けた可能性がある。一方で、現在まで残っていないだけでそれ以前にも書吏の日記があった可能性も否定できない。

1890年になると各開港場の監理署で事務管理のための職員を増員して独立官署として機構を拡大したため⁽⁴⁰⁾、外衙門とのやりとりもそれに伴って増加した。折しも、同時期の1889年末頃からは電報⁽⁴¹⁾による地方との連絡が増えはじめ、なかでも電線が整備されていた各港監理署とのやりとりは大部分が電報に転じはじめる。この電報によるやりとりは『統椽日記』ではなく『統署日記』に記録することになっていたので、元々『統椽日記』の多くを占めていた釜山・元山・仁川監理との文書記録が減少するようになった。そのため1891年頃からの『統椽日記』には出勤した書吏の名前のみが記録され、往来文書の記録がない日が目立つようになる。

(2) 「総務」の選出

本稿第2節(2)では、[表6]を用いながら1891年頃から主事の出勤者数が減りはじめ、さらに1892年秋頃からは出勤メンバーが固定化されてきたことを指摘した。この固定メンバーは丁大英・秦尚彦・朴世煥・金永汶・李鉉相・丁大有・李應翼・兪箕煥・李康夏・金炳勲の10名であった。1892年9月17日に外衙門は、この10名を総務司に選び、その他23名の主事は、駆価(官員が俸禄以外に私用隷属の給料として受ける金・穀・布・帛類)は受け取っても宿直は行わないという章程を作成した⁽⁴²⁾。ここの「その他23名の主事」は冗官であった可能性が高く、総務選出以降の主事就任者が外衙門に全く出勤していない([表5]参照)事実からも、先に指摘した通り、何らかの政治的任命があったと考えられる。

一方、10名は10月1日に正式に総務司に就任した⁽⁴³⁾。11月18日には、外衙門が吏曹に出す「関」の中で、「本衙門は外交の重要な場で、処理しなければならない事案は、みな急を要する重要な公務ばかりである。もしも熟練・熟達していなければ、その場にふさわしい業務を誤りやすいので、ここに熟達した主事十人をえりすぐり、別に総務と定め、常に責任をもって業務に従事させる」とし、さらに「任期満了前に他の官庁に転任させないよう」にと付け加えている⁽⁴⁴⁾。ここから、この10名が外交事務に熟練していた者であることが分かる。また他の官庁への転任を禁じたことは、外衙門の官吏には他官庁の職務を兼務する者が多く⁽⁴⁵⁾、外衙門が登用したい人材を他官庁が登用している弊害があったため⁽⁴⁶⁾、総務に関しては外衙門専属の官吏にしようとする狙いがあった。すなわち、外衙門が外交

事務の熟達者の確保を希望していたということである。1892年12月27日に外衙門は「総務司節目」⁽⁴⁷⁾を新たに制定する。その後1893年1月23日には金永汶と李鉉相の辞職に伴い趙性協と金夏英が総務に、1893年12月8日には兪箕煥の代わりに李鶴圭が総務にそれぞれ就任しているが⁽⁴⁸⁾、これ以外では1892年9月17日から甲午改革がはじまる1894年7月までに総務の人員に大きな入れ替わりはなかった。

ところで『統章程』で定められた「総務司」の主な職務内容は、

- ① 各国公使館往復文書の作成・施行
- ② 条約・章程・交渉事例の謄刊・交付
- ③ 条約改定の可否の検討
- ④ 外衙門官員・在外公館員の全権証書・委任状の奉論
- ⑤ 外衙門所轄内外官員の管理

であったが（[表4]参照）、総務の職務内容はいかなるものであったのだろうか。『統署日記』で1892年9月17日以後の出勤者名をみると、総務に任命された10名以外に出勤者は確認できず、宿直も総務が輪番している。『統署日記』に記録された外衙門の業務内容をみると、1892年9月以降もそれまでと同様の業務が行われている。具体的には、

- ① 「通商司」あるいは「会計司」の管轄業務と思われる釜山・元山・仁川監理との電報によるやりとりや総務司とのやりとり
- ② 「記録司」（赴任・解任などは「通商司」）の管轄業務と思われる在外使節とのやりとり
- ③ 「交渉司」の管轄業務と思われる各国公使・領事を招いた宴会、憑票・護照の発給
- ④ 「翻訳司」の管轄業務と思われる外衙門を訪問した外国人への応対

である。恐らくこれらの業務は、出勤した総務が行っていたと推測される。ゆえに、「総務司節目」の制定をもって、総務が『統章程』で定められた全ての業務を担当する組織として外衙門が改編された可能性もある。しかし、本稿で扱った史料だけでは明らかにすることができない。総務選出以後の主事の実態については、「総務司節目」の発掘も含めて今後の課題としたい。

最後に、外交実務処理に熟達しているとされた総務10名の甲午改革以後の職位を[表7]にまとめた。甲午改革以後も外務衙門や開港場など対外事務に関わる職位に就いた者は、丁大英・秦尚彦・丁大有・李應翼・兪箕煥・李康夏・趙性協・金夏英・李鶴圭の9名で、外衙門から外務衙門へ実務者レベルでの連続性があったことが指摘できる。ただ、その後も長期にわたって対外事務を担当したのは兪箕煥のみであり、総務であった者がその後も継続して外交関係の仕事に就いたわけではなかった。

[表7] 「総務」の甲午改革以後の進路

	姓名	本貫	生まれ	甲午改革以後の進路
1	丁大英	羅州	1837	1895. 3. 5 抱川縣監
2	秦尚彦	星州	1857	1894. 8. 7 釜山監理, 1895. 7. 10 仁川郡守, 1896. 1 陰竹郡守, 1897. 6. 8 三和郡守, 9. 13 務安監理兼務安府尹, 1910. 8. 25 内閣外事局長
3	朴世煥	務安	1846	1894. 8. 7 仁川監理, 1895. 5. 10 徳源郡守, 仁川府觀察使, 1897. 1. 28 漢城裁判所判事, 5. 5 判事辞職, 独立協会会員
4	金泳汶	善山	1849	1895. 4. 1 法部会計局長, 1906. 11. 26 井邑郡守
5	李鉉相	井邑	1865	1899. 10. 12 江原道金城郡金鉉檢察官, 11. 8 農商工部檢察官, 1904. 7. 8 農商工部技師
6	丁大有	羅州	1852	1896. 2. 28 外部参書官, 1897. 12. 18 外部通商局長 (-1904. 4 まで勤務)
7	李應翼	延安	1855	1894. 6. 21 学務衙門参議, 1896. 2. 23 法部民事局長, 3. 27 漢城裁判所判事, 1898. 4. 18 中樞院議官, 1899. 5. 9 辦理公使, 1902. 6. 23 デンマーク議約全權大臣副官, 1906. 1. 31 居昌郡府, 2. 26 昌原監理, 1910. 8. 27 陞昌憲
8	俞箕煥	杞溪	1858	1896 宮内府協辦, 宮内府署理大臣事務, 3. 25 漢城府觀察使, 1897. 3. 8 中樞院二等議官, 4. 26 法部刑事局長, 6. 12 特命全權公使, 9. 25 外部協辦, 1898. 8. 23 軍部協辦, 10. 27 軍部署理大臣, 11. 6 議政府参政, 11. 7 副将, 11 駐劄日本特命全權公使 (23 日に免官), 1899. 1. 18 法部大臣, 20 高等裁判所裁判長兼任, 5. 9 特命全權公使, 6. 7 臨時兼察平理院裁判長事務, 7. 2 貴族院卿, 13 表

				勲院議定官兼任, 8. 24 宮内府特進官, 1902. 2. 24 鉄道院総裁, 6. 23 デンマーク議約全權大臣, 7. 1 臨時署理外部大臣事務
9	李康夏	全州	1860	1895. 9. 16 駐日公使館二等参書官, 1899. 12. 18 扶余郡守から内部版籍局長, 1900. 9. 27 陸軍二等監督から補軍部砲工局長, 1901. 2. 4 陸軍二等監督から補軍部経理局長
10	金炳勲	安東	1856	記録なし
11	趙性協	咸安	1852	1895. 4. 1 外部通商局長, 5. 11 外部参書官から沃溝監理兼沃溝府尹, 1903. 8. 22 森林監理, 1908. 11. 19 掌礼院典祀
12	金夏英	原州	1861	1894. 6. 21 外務衙門参議 8. 7 元山監理
13	李鶴圭	洪州	1852	1894. 6. 23 外衙門参議 7. 15 外務衙門参議, 1899. 10. 17 平理院検事, 1902. 10. 8 中樞院議官, 1904. 9. 14 度支部司計局長, 1908. 1. 6 中樞院参議

典拠：『統理交渉通商事務衙門主事先生案』（奎 18156）, 『日省録』, 『承政院日記』, 『高宗実録』

おわりに

本研究は、朝鮮政府の外交官庁である外衙門で日常の外交実務を担った主事の実態を明らかにしようとするものである。1887年に作成された『続章程』は、1884年末以降の主事人員の不足を解消するために人員を増やし、また朝鮮が結んだ条約や章程で決められた事柄を円滑に行うために職務内容を具体化した。しかし『続章程』が制定されると、主事の出勤者数は次第に減りはじめ、出勤メンバーが固定化するようになっていった。1892年になるとこの出勤メンバー10名を総務とし、外交事務に熟達した総務が責任をもって継続的に職務にあたる体制が整えられた。以上のように本稿は、外衙門の日常の業務を誰がどのような勤務体制で担っていたのかという部分を明らかにした。今後は、これらの実務がどの部署からどのような過程を経て外衙門にきたのかなど、他官庁や国内政治との関係も含めて総合的に考察していきたい。

【註】* 原文の漢字の旧字体は、引用にさいし原則として新字体に改めた。

- (1) 「朝鮮素為中国属邦，而内治外交問来均由大朝鮮国君主自主」(『旧韓末条約彙纂』中巻，国会図書館立法調査局，1965年，287頁)。ここでいう「外交」とは，西洋列強がいうところの近代国際法に基づいて独立した主権国家が行う「外交」とはニュアンスが異なり，「中国以外の外国との交際」や「対外関係」という意味であると推測される。朝鮮がいうところの「外交」の意味内容については今後研究すべき課題であり，用語選択にも慎重になるべきであるが，朝鮮側の史料に「外交」という用語が使われているので，本稿では便宜上「外交」という用語をそのまま用いることとする。
- (2) 糟谷憲一「近代的外交体制の創出」，荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史Ⅱ』東京大学出版会，1992年，223-255頁。岡本隆司『属国と自主のあいだ』名古屋大学出版会，2004年。
- (3) 特に規定はないが「統理交渉通商事務衙門の長官である督辦が正二品であるため，正二品衙門に相当すると理解した」という酒井裕美の見解に依る。酒井裕美「開港期朝鮮の外交主体・統理交渉通商事務衙門に関する一考察」『朝鮮学報』204，2007年7月，55頁。
- (4) 全海宗「統理機務衙門設置의 経緯에 대하여」『역사학보』17・18合輯，1962年，687-702頁。李鐘春「統理機務衙門에 對한 考察」『논문집』3，청주교육대학，1969年，15-25頁。李光麟「統理機務衙門의 組織과 機能」『開化派와 開化思想研究』一潮閣，ソウル，1989年，2-24頁。殷丁泰「高宗親政 이후 政治体制 改革과 政治勢力의 動向」『韓国史論』40，1998年，159-214頁。金弼東「갑오경장 이전 조선의 근대적 관제 개혁의 추이와 새로운 관료 기구의 성격」『한국사회사연구회 논문집』33，1992年12月，11-88頁。李美愛「1880-1894년 富強政策推進機構와 議政府」『韓国史論』44，2000年，101-154頁。具仙姬「개항기 관제개혁을 통해본 권력구조의 변화」『韓国史學報』12，2002年，307-335頁。朱鎮五「한국 근대국민국가 수립과정에서 왕권의 역할」『역사와 현실』50，2003年，43-69頁。張暎淑「내무부 존속년간(1885-1894년) 고종의 역할과 政局動向」『祥明史學』89，2003年，323-352頁。韓哲昊「3부 통치기구의 조직과 운영」『한국근대 개화과와 통치기구 연구』선인，ソウル，2009年，175-293頁。
- (5) 田美蘭「統理交渉通商事務衙門에 關한 研究」『梨大史苑』第24・25合輯，1990年6月，213-250頁。
- (6) 田保橋潔『近代日鮮關係の研究』朝鮮總督府，1940年，870頁。李鐘春前掲論文，7頁。
- (7) 酒井裕美「開港期の朝鮮外交主体・統理交渉通商事務衙門の対内活動」『一橋社会科学』2，2007年3月，1-18頁。酒井裕美前掲「開港期朝鮮の外交主体・統理交渉通商事務衙門に関する一考察」35-60頁。酒井裕美「統理交渉通商事務衙門の構成員分析」『日韓相互認識』第3号，2010年4月，1-32頁。
- (8) 田美蘭前掲論文，226頁。
- (9) 한철호前掲書，229頁。
- (10) 酒井裕美前掲「統理交渉通商事務衙門の構成員分析」，2頁。
- (11) 田美蘭前掲論文，227頁，243頁。
- (12) 『章程』はソウル大学校奎章閣図書館所蔵「奎 20515」「奎 20571」(「奎」以下の数字は奎章閣

所蔵番号を意味する)と、竹添進一郎が書写して日本外務省に送った「朝鮮国統理交渉通商事務衙門章程ノ件」(明治16年5月11日, 公文録, 明治16年, 第14巻, アジア歴史資料センターA0100246500)の三種があるが, 内容はいずれも同じである。以下では「奎20515」に拠ることとする。

- (13) 「一, 統理衙門之設, 專以講求事務, 參酌變通, 事有中外古今之別, 機有本末次第之宜, 無欲速而見小利, 畏難而恤浮言, 凡利國利民之政, 一一謀定後, 動必請分設四司, 以專責成, 更仿照燕京設立同文学, 教育人才, 俾收實用, 並請頒發印信, 直諭八道大小臣工軍民人等, 一体周知, 以後凡關本署應行事宜, 各宜凜遵, 毋或稍違干咎」(『章程』)。史料中にある「同文学」は, 1862年に北京に設立された同文館に倣い設立した外国語学校で, 「通辦学校」ともよばれた。設立時期には諸説があるが, 『章程』制定頃と推定されている。外衙門參議金晩植が校長, 中国人吳仲賢・唐紹威が英語教師となった。1886年8月の育英公院の設置と共に, 同文学は廃止された。柳芳蘭『韓国近代教育の登場と発達』ソウル大学校大学院教育学科博士学位論文, 1995年, 15-20頁。
- (14) 以下, 各構成員の分析は『統理交渉通商事務衙門主事先生案』(奎18156), 『統理交渉通商事務衙門協辦先生案』(奎18157), 『統理交渉通商事務衙門督辦先生案』(奎18158), 『統理交渉通商事務衙門參議先生案』(奎18159), 「統理交渉通商事務衙門吳外部官員録」(『旧韓国外交文書』第22巻, 高麗大学校出版部, 1973年), 田美蘭前掲論文, 具仙姫前掲論文, 酒井裕美前掲「統理交渉通商事務衙門の構成員分析」に拠るものである。ちなみに上の各『先生案』は1890年までの記録であり, それ以降については各個人の正確な就任日時が特定できないところがある。
- (15) 「進士」とは, 科挙試験のひとつである小科覆試に合格した者。「幼学」とは, 官職につかない儒生。官僚としての経歴がない者を任用することは, 伝統的な官僚制下での人事の基本原則と大きく異なるものであった。具仙姫前掲論文, 316頁。
- (16) 『統章程』は「奎15323」, 「奎15324」, 「奎21783」の三種類が存在するが内容は同じである。以下では「奎15323」に拠ることとする。
- (17) 「啓曰, 本衙門事務殷繁, 原定章程, 尚多率略, 不可無商酌變通, 永為定式, 故統章程繕入之意敢啓」(『草記』(奎1948), 丁亥4月28日。『統署日記』には「伝曰, 知道, 本衙門統章程啓下」(『旧韓国外交関係附属文書』第3巻-第5巻, 高麗大学校出版部, 1973年, 高宗24年4月28日)と加えられており, 国王の許可を得たことが分かる。
- (18) 『統署日記』高宗24年間4月1日に「主事六司分管新定」とある。
- (19) 「第一条, 督辦一員, 統理交渉通商事務節制本署堂郎与海陸税関・監理及在外公使領事」(『統章程』)。
- (20) 「第四条, 主事二十四員, 分隸各司, 專主筆記勘辦之事」(『統章程』)。第四条では主事人員が24名とあるが, 第五条から第十条で各司に配置された主事人員を合計すると23名になる([表4]参照)。
- (22) 金弼東前掲論文, 43頁。
- (23) 『統署日記』は主事が記した外衙門の職務日記で, 日付・天気・出勤者名・往來文書の記録等, その日の遂行業務が記録されている。『統署日記』は1883年8月1日から記録がはじまるが, 1884年12月9日・1885年1月29日・1887年4月6日は記録が脱落し, さらに1890年4月1日から

12月30日の部分は浸水により記録が残されていない。そのため後者の脱落部分は、高麗大学校出版部が活字化して刊行した『統署日記』（『旧韓国外交関係附属文書』第3巻-第5巻）では『統椽日記』で代替されている。しかし後述するように『統椽日記』は書吏が記録し、史料の性格も『統署日記』とは異なるため、本稿ではこの期間を研究対象から除外することとする。以下、[表5]をはじめとして、『統署日記』を典拠に分析するデータにはこの原則を適用する。

- (24) 往来した文書には「函」「照会」「電報」など全ての文書形式を含む。また、『旧韓国外交文書』（第1巻-第21巻）の「清案」「日案」などの各国案と『統署日記』に記録されている往復文書は完全には一致しない。そのため『統署日記』に記録された文書と各国案に記録された文書を整理・比較検討する必要がある。しかし本稿は主事の実務に焦点を絞るために、主事が記した『統署日記』に記された往復文書のみを対象とし、各国案の文書との整理・比較検討は今後の課題とする。
- (25) 1882年5月に朝鮮政府はアメリカと修好通商条約を締結し、1883年5月に批准すると同時に初代米国公使フートL. H. Footeが漢城に駐在している。10月には陳樹棠が中国朝鮮商民水陸貿易章程に基づいて総辦朝鮮商務として駐在し、1884年4月には朝英修好通商条約が批准され、英国総領事アストンW. G. Astonが漢城に駐在している。続いて6月にはドイツ副領事ブトラーH. Budler、総領事ツェムプシュCaptain Zempschがそれぞれ駐在し、11月に朝独修好通商条約を批准するなど、朝鮮政府が各国と外交関係を築き、各国の公使・領事が漢城に駐在をはじめたのが1883年から1884年末にかけてであった。
- (26) 当時外国に派遣されていた朝鮮政府の使節は、中国朝鮮商民水陸貿易章程に基づいて天津に駐在する駐津大員・駐津督理のみであった。条約体制に基づいた公使・領事は、1886年2月11日に駐日辦理大臣が任命されただけで実際には派遣はされなかった。しかし、1887年6月14日になると駐日本辦理大臣閔泳駿が日本に向けて出発し、29日には駐米国全權大臣朴定陽と駐英・独・露・伊・仏全權大臣沈相学（7月29日に趙臣熙に交代）が任命され、10月2日に駐米大臣が8日に駐英・独・露・伊・仏大臣がそれぞれ出発するなど、公使派遣が実行に移された。しかし問題が発生したため、趙臣熙は派遣されず、朴定陽も後に召還されることとなった。
- (27) 「啓曰、本衙門主事之積、久勤仕淹滯可悶、三港幫辦麟次派送勤辦港務、待瓜滿還付本職、以為定式何如、允」（『草記』己丑10月24日）。この規則は実際に運用され、1891年5月29日に仁川港幫辦丁大英、元山港幫辦尹顛求、釜山港幫辦鄭秉岐がそれぞれ任期満了によって外衙門主事に戻っている。『本衙門草記叢録』（奎20072）、辛卯5月29日。
- (28) 1887年4月6日の『統署日記』には「主事合二十四人」が出動したとあり、最も多く的人数が出動した日となった。また、1892年9月17日に「総務」（本稿第3節（2）を参照）を選出した際に、総務10名の他に23名の主事がいることを示唆しているので、当時実質的に33名の主事がいたということになるが、出勤が確認できず、実態の解明は今後の課題である。
- (29) 「啓曰、本衙門司官三員、博文局司事三員、并依主事例令該曹下、批何如」（『草記』甲申4月21日）。『統署日記』をみると、1884年閏5月29日から司官朴永旒・鄭秉岐、11月19日から博文局司事呉用黙、12月11日から司事金基駿・14日から司官朴載陽、1885年1月12日から司官李時濂・康載倫、14日から鄭秉夏がそれぞれ実際に外衙門に出勤していることが確認できる。
- (30) 「一、各司重地、応派主事輪流直宿司、鎖鑰啟閉、輪直者毋得規避請代」（『章程』）。宿直は毎日より一人が担当したが、1884年11月21日-24日、1887年閏4月7日-9月11日、1892年4月1

- 日-9月18日, 1894年5月15日以降は二人が担当した。
- (31) 「唐時本有五日一休沐之説, 今外国七日一休沐, 可否援行此例, 用示寛大, 以合文武張弛之道」(『章程』)。外衙門の「朝九時から午後三時まで, 週六日勤務の日曜日休務といった新しい勤務体制」については, 酒井裕美(2010, 24頁)が既に指摘している。
- (32) 「是日以日曜, 故堂郎諸公多未仕進」(1883年11月24日), 「以日曜故無進」(1884年閏5月21日), 「日曜無仕進」(1884年2月5日), 「日曜故堂郎無一人仕進」(1884年6月20日), 「是日曜日也, 故主事無一員赴衙」(1884年9月22日)。
- (33) 「援行外国七日一日休沐之例, 用示寛暇」(『統章程』第十二条)。
- (34) 次節で取り上げる『統椽日記』は1888年1月1日から記録がはじまるが, 1888年5月22日まででは「日曜日」の記録があり, それ以後は記録がない。
- (35) 『統署日記』での西暦の記載は陰暦との併用で, 1894年2月11日の「十一日(西三月十七日)」という記録から断続的にはじまる。西暦の公的導入は甲午改革時に, 1895年陰暦11月17日を西暦1896年1月1日として以降である。
- (36) 『統椽日記』, Vol. 1-16, 奎17837。
- (37) 但し1890年9月1日-5日(「由自初一日, 以五日至, 由事弊公故拔去事」『統椽日記』1890年9月6日)と1891年8月5日の記録は脱落している。『統椽日記』の用紙は, 『統署日記』や外衙門の「草記」と同じ「統理交渉通商事務衙門」の文字が入った, 縦30センチ(筆者はマイクロフィルムで閲覧したが, 史料と共に縦30センチの定規が置かれているので縦は30センチと分かり, 横は同じ比率で測ると20センチ程になる), 縦書き10行のものである。
- (38) 1888年1月1日-8日4人体制, 1888年1月9日-1890年閏2月14日5人体制, 1890年閏2月15日-1893年10月26日6人体制, 1893年10月27日以降7人体制。
- (39) 酒井裕美前掲「開港期朝鮮の外交主体・統理交渉通商事務衙門に関する一考察」38-46頁。
- (40) 李鉉涼『韓国開港場研究』一潮閣, 1975年, 29-30頁。
- (41) 朝鮮における電線の設置は, 漢城-仁川(1885年), 漢城-東萊(1888年), 漢城-元山(1891年)である。日本電信電話公社『海底線百年の歩み』電気通信協会, 1971年, 55-124頁。千葉正史『近代交通体系と清帝国の変貌』日本経済評論社, 2006年, 25-125頁。
- (42) 「稟定總務司十員, 丁大英・秦尚彦・朴世煥・金永汶・李鉉相・丁大有・李應翼・俞箕煥・李康夏・金炳勲, 課仕輪番, 其外二十三員, 并取陪諱擲俚, 亦無入直, 并有啓下章程」(『統署日記』高宗29年9月17日)。
- (43) 「今朔為始即位駟債以總務司十員上下」(『統椽日記』壬辰10月4日の欄外)。
- (44) 「関吏曹, 本衙門係是外交重地, 応辦事案, 均属趕要公務, 苟非幹練嫺熟, 易悞機宜, 遴選諳練主事十員, 另定總務, 俾各常川視仕, 以專責成, 業將該十員姓名, 開録稟下, 奉此, 計粘関飭, 到即奉審施行, 勿得徑移他司, 免致紛歧」(『統署日記』高宗29年11月18日)。この10名の所属先は, 「草記」では「総務司」となっており「関」では「総務」となっている。『統署日記』には以後「総務九名」が出勤したなどの記録があることから, 「総務司」と「総務」では意味に大きな違いはなく一般に「総務」と呼称していたと考えられる。
- (45) 酒井裕美前掲「統理交渉通商事務衙門の構成員分析」15-21頁。
- (46) 例えば「啓曰, 本衙門事務漸繁, 属員苟難, 前主夫朴永旒・鄭秉岐, 司官加差下事, 伝曰允」

(『統署日記』高宗 21 年閏 5 月 29 日) や「本衙門啓曰、本府事務殷繁、此時接応、難付生手、漢城府主簿朴世煥、主事選差下、令該曹口伝下批何如、允」(『統署日記』高宗 27 年閏 2 月 3 日) などが挙げられる。

- (47) 「総務司節目」は管見の限りみつからないが「総務司節目」を設けた記録はある。「啓曰、本衙門総務司節目、今既啓下矣」『本衙門草記謄録』壬辰 12 月 27 日。
- (48) 前者は「関吏曹、本衙門、選選諳練主事十員、另定総務司、開録姓名、稟旨定奪、勿得徑移他司等因、移関在案、遇有開缺選補、理合再開、免致紛歧、茲録開欠二員、選補二員姓名、計粘移関、金永汶・李鉉相有頊、趙性協・金夏英新選」(『統署日記』高宗 30 年 1 月 23 日、『統椽日記』癸巳 1 月 24 日)。後者は「主事李鶴圭、総務画出、付黄原章程、当日踏啓字下、兪箕煥減下代」(『統署日記』高宗 30 年 12 月 8 日)。

[文末資料] [表5] 歴代主事任命者一覧 (1/5)

	姓名	本貫	在任期間	在任日数	生年	就任年齢	就任前の職位	就任中・就任後の職位
1	尹致昊	海平	1883年1月9日-1885年1月16日	746	1865年	18歳	幼学	病通, 84年10月18日参議差下22日勿施
2	金思敏	延安	1883年1月20日-6月25日	152	1847年	36歳	文司成	参議差下
3	南廷哲	宜寧	1883年1月20日-10月22日	268	1840年	43歳	文副司果	90年3月協辦差下, 93年3月28日督辦差下10月24日疏通
4	鄭憲時	草溪	1883年1月20日-1884年11月4日	672	1847年	36歳	文副司果	84年11月4日参議陸差
5	徐相雨	大丘	1883年1月20日-1884年閏5月29日	520	1831年	52歳	文校理	病通, 84年10月20日参議差下, 27日協辦陸差
6	尹起普	坡平	1883年1月20日-1884年7月1日	551	1854年	29歳	新及第	病通
7	金嘉鎮	安東	1883年1月20日-4月	98	1846年	37歳	長興主簿	親通
8	高喜醜	濟州	1883年1月20日-1884年11月4日	672	1853年	30歳	司果	病通
9	俞吉濬	杞溪	1883年1月20日-3月10日	49	1856年	27歳	幼学	病通, 84年10月20日参議差下, 27日協辦陸差
			1884年5月20日-1894年6月22日	32		38歳	前主事	
10	鄭萬朝	東萊	1883年1月20日-1884年閏5月29日	520	1858年	25歳	幼学	病通
			1885年1月16日-1889年3月21日	1512		27歳	重来	
11	池運永	忠州	1883年1月20日-4月29日	98	1858年	29歳	幼学	在外通
12	李源鏡	全州	1883年3月10日-1884年閏5月29日	463	1849年	34歳	進士	病通
			1886年7月20日-1889年12月26日	1248		37歳	副司果・重来	
13	○李鶴圭	洪州	1883年4月29日-1885年1月16日	606	1852年	31歳	檢書官	外任 西營軍司馬
			1883年11月29日-1894年6月23日	202		41歳	主事	
14	○丁大英	羅州	1883年4月29日-1889年11月5日	2370	1837年	46歳	長興主簿	幫辦仁川港通商事務
			1891年5月29日-8月29日	89		57歳	仁川港幫辦瓜滿(586日)	
			1892年3月20日-1894年6月29日**	837**		58歳	平市主簿	
15	朴齊純	潘南	1883年4月29日-1884年10月7日	540	1858年	25歳	幼学	命在外通
16	李建鎭	全義	1883年7月15日-1888年4月5日	1734	1855年	28歳	武訓練判官	88年2月13日電務委員
17	金寅植	清風	1883年7月15日-10月28日	103	1856年	27歳	文副司果	病通
18	呂圭亨	或陽	1883年10月28日-1889年5月22日	2034	1848年	35歳	文副司果	
19	李種元	德水	1883年10月28日-1886年5月12日	930	1849年	34歳	幼学	
20	朴永旒	密陽	1884年閏5月29日-1890年1月10日	2021	1863年	21歳	主夫, 司官陸差	86年1月27日外衙門主事昇進
21	鄭秉岐	溫陽	1884年閏5月29日-1889年11月6日	1958	1861年	23歳	主夫, 司官陸差	86年1月27日外衙門主事昇進, 89年11月6日幫辦釜山港通商事務差下 92年1月27日都政以永陵令去, 同日重来
			1891年5月29日-1892年11月14日	547		30歳	釜山港幫辦瓜滿(585日)	
			1894年5月2日-	-		33歳		
22	尹顯求	海平	1884年6月1日-1885年2月15日	253	1841年	43歳	幼学	病通
			1885年4月10日-1887年10月23日	929		44歳	重来	
			1888年6月14日-1889年11月5日	495		47歳	瑞主	
			1891年5月29日-1892年8月17日	491		50歳	元山港幫辦瓜滿(586日)	
23	趙秉承	豐壤	1884年6月1日-1887年8月25日	1177	1851年	33歳	幼学	
24	邊樹		1884年6月1日-7月2日	32	1861年	23歳	幼学	軍国衙門主事
25	丁學教	羅州	1884年7月10日-1887年5月19日	1044	1832年	52歳	副司果	礦務局主事
26	○秦尚彦	豐其	1884年7月10日-1894年6月29日**	3624	1857年	27歳	副司果	90年10月29日政尚瑞別提移去, 同日重来
27	李揆	星州	1884年10月9日-1886年7月15日	627	1859年	25歳	副司果	内務府主事, 89年11月20日兼総稅務司幫辦・駐麻浦稽察
28	朴載陽	潘南	1884年11月5日-1887年12月21日	1139	1848年	36歳	司勇	改差
29	張博	仁同	1884年11月5日-1885年1月16日	72	1849年	35歳	司事	病通
			1885年9月11日-	-		36歳	前主事	
30	吳容然		1884年11月19日-1885年9月16日	293	1854年	30歳	博文局司事	85年9月11日同文学主事
			1885年9月11日-	-		31歳	司事	
31	金基駿	義城	1884年12月11日-1885年7月22日	218			司事	85年9月11日同文学主事
			1885年9月11日-	-			司事	
32	李時濂	陝川	1885年1月12日-1887年5月29日	874	1843年	42歳	司官陸差	86年1月26日外衙門主事昇進, 5月19日鉱務局主事
33	康載倫	昇平	1885年1月12日-1886年6月17日	508	1839年	46歳	司官陸差	86年1月26日外衙門主事昇進, 6月17日改差
34	鄭秉夏	溫陽	1885年1月14日-1888年7月26日	928	1839年	46歳	司官陸差	86年1月26日外衙門主事昇進, 89年9月19日参議差下
35	李庚植	韓山	1885年1月16日-1887年3月20日	773	1852年	33歳	司事	転運郎庁移差
36	邊錫運	原州	1885年5月1日-1885年6月20日	49	1856年	29歳	司勇	仁川港監理書記官, 85年5月1日蔡仁川港書記兼任
37	嚴柱興	寧超	1885年5月1日-1885年6月22日	51	1858年	27歳	幼学	
38	俞性濬	杞溪	1885年5月1日-1885年6月22日	51	1860年	25歳	幼学	
39	安宗洙	廣州	1885年7月9日-1886年4月10日	269	1849年	36歳	前司事	
40	金永完	光山	1885年7月9日-1888年4月5日	1002	1844年	41歳	前監役	
41	趙昌植△	橫城	1885年7月24日-8月14日	21			幼学	勸業従事官
42	金益昇	慶州	1885年8月7日-9月30日	53	1848年	37歳	幼学	85年9月30日三港口, 86年1月26日仁川海關監理署書記官
			1886年10月28日-1888年1月25日	471		38歳	仁川港書記官・還差	
43	安寧洙△		1885年8月7日-9月30日	-			幼学	85年9月30日三港口, 86年1月26日元山海關監理署書記官

森万佑子 朝鮮近代の外交実務担当者に関する基礎的研究
 ——「統理交渉通商事務衙門統章程」制定に着目して——

[文末資料] [表5] 歴代主事任命者一覧 (2/5)

	姓名	本貫	在任期間	在任日数	生年	就任年齢	就任前の職位	就任中・就任後の職位
44	申載永 Δ	平山	1885年8月7日-9月30日	—	1863年	23歳	幼学	85年9月30日三港口、86年1月26日釜山海關監理署書記官
45	朴準禹	密陽	1885年8月10日-1887年8月19日	748	1844年	41歳	済衆院主事	有願
46	李命倫 Δ	安山	1885年9月11日	—	1856年	29歳	司果	85年9月11日同文学主事
47	泰尚穆 Δ	豊基	1885年9月11日	—	—	—	司果	85年9月11日同文学主事
48	李赫儀 Δ	全州	1885年9月11日	—	1854年	31歳	進士	85年9月11日同文学主事、86年8月30日済衆院主事減下
49	權文燮 Δ		1885年9月11日	—	—	—	幼学	85年9月11日同文学主事、86年8月30日博文局主事有願
50	鄭萬教 Δ	東萊	1885年9月11日	—	—	—	幼学	85年9月11日同文学主事
51	李鴻来 Δ	慶州	1885年9月11日	—	1867年	18歳	幼学	85年9月11日同文学主事
			1885年10月8日-1886年5月28日	228		37歳	司勇	仁川港書記官
52	崔名煥	全州	1887年8月3日-10月25日	91	1848年	39歳	仁川書記換	仁川港書記官、89年8月2日駐日記記、仁川港書記官還差
53	成舜永		1885年10月8日-1886年1月9日	82	—	—	幼学	身病改差
			1885年10月8日-1886年5月28日	228	—	—	27歳	司勇 仁川港書記官
54	○俞箕煥	杞溪	1887年10月24日-1888年1月29日	95	1858年	29歳	仁川港書記官・還差	幫辦釜山港通商事務加差下、89年7月14日主事減下釜山幫辦、16日麻浦査驗官還任釜山幫辦
			1891年4月14日-1892年1月27日	281	—	—	33歳	仁川幫辦
55	張在斗		1885年10月8日-1886年5月28日	228	—	—	前判官	仁川港書記官
56	閔建鎬 Δ	醴興	1885年10月28日-1886年5月28日	208	—	—	司果	釜山港書記官
			1885年10月28日-1886年5月28日	208	—	—	30歳	司勇 釜山港書記官
57	權在衡	安東	1891年6月7日-1892年4月	319	1855年	36歳	91年4月14日電報局主事、仁川港幫辦	艱通、93年5月4日仁川幫辦改差
58	俞公煥 Δ		1885年10月28日	—	—	—	司勇	元山港書記官
59	尹秉秀 Δ		1885年10月28日-1886年5月28日	208	—	—	司勇	元山港書記官
60	鄭頤哲	草溪	1885年10月28日-1890年9月8日	1784	1859年	26歳	司勇	釜山港書記官、麻浦査驗官
61	朴義秉 Δ	密陽	1885年10月28日-1886年5月28日	208	1853年	32歳	司勇	元山港書記官、92年12月30日會寧監理署警察官
62	孫鵬九	密陽	1886年1月9日-1887年4月11日	446	1852年	34歳	済衆院主事	病通
			1887年12月21日-1888年5月	158	—	—	35歳	還差 遭故
63	禹慶善 Δ		1886年3月15日-1886年5月28日	73	—	—	仁川海關監理署書記官	仁川港書記官
			1886年10月28日-1888年1月25日	471	—	—	仁川港書記官・還差	仁川港書記官
			1886年3月25日-1888年7月12日	845	—	—	27歳	幼学 減下
64	金彰鉉	光山	1888年11月13日-1889年1月24日	71	1858年	30歳	還差、『先生案』では就任は10月13日	内務
65	宋伯玉 Δ	礪山	1886年3月30日-7月15日	104	1837年	29歳	副司果	改差
			1886年4月20日-5月28日	38	—	—	25歳	會寧監理署書記官 閔北監理署書記官
66	○金夏英	原州	1888年8月9日-17日	9	1861年	27歳	閔北監理署書記官	88年8月7日身病改差、17日閔北監理署書記官還差下
			1890年3月8日-1894年6月29日**	1558**	—	—	29歳	器機局司事
67	金喬榮 Δ		1886年4月20日-5月28日	38	—	—	掌簿官	閔北監理署書記、掌簿官、87年6月10日義州書記官移差
68	朴義淳 Δ		1886年4月26日-1886年5月28日	32	—	—	元山書記官	元山港書記官
69	李好根	完山	1886年5月25日-7月29日	64	1856年	30歳	典獄主簿	済衆院主事
			1890年2月7日	—	—	—	33歳	漢城主簿
70	高永憲 Δ	濟州	1886年5月26日-1886年5月28日	2	1862年	24歳	元山港書記官	元山港書記官
71	全容熙	完山	1886年6月17日-1892年9月17日	2305	1846年	40歳	副司果	91年5月29日幫辦釜山港通商事務
72	尹致恆	海平	1886年7月15日-1887年6月29日	370	1839年	47歳	前司果	—
			1889年1月30日-1890年閏2月20日	406	1839年	50歳	都政禁部	司蓮主夫換
			1886年7月15日-1888年8月10日	764	1854年	32歳	幼学	—
73	宋達顯	礪山	1888年8月17日-1889年7月29日	339	1854年	34歳	還差	88年8月9日閔北監理署書記官、17日主事還差下、除拜歙谷縣令
74	李喬憲	咸平	1886年7月29日-1887年11月27日	501	1860年	26歳	尚端主簿	博文主事
			1890年12月11日-1892年閏6月7日	203	1860年	30歳	仁港書記還差	政以機器司事
75	金炳徹 Δ		1886年10月8日-1888年1月25日	491	—	—	釜山港書記官	釜山港書記官
76	任午準 Δ		1886年10月8日-1888年1月25日	491	—	—	仁川港書記官	仁川港書記官
77	洪禹觀	南陽	1886年10月28日-1888年1月25日	471	1866年	20歳	前主事	仁川港書記官
			1889年12月26日-1890年2月7日	41	—	—	23歳	身病改差
78	片永基	浙江	1887年2月17日-8月3日	193	1847年	40歳	前監察	87年7月17日主事陞昇、8月3日身病改差
79	姜華錫 Δ	晉州	1887年3月15日-1888年1月25日	325	1845年	42歳	幼学	87年11月18日仁港書記官加差下、88年1月25日主事減下
80	朴奎源	密陽	1887年3月20日-1889年4月25日	774	1847年	40歳	幼学	89年3月21日還転
81	朴正源		1887年3月20日-1888年8月1日	513	—	—	幼学	—
82	趙復永	豊壤	1887年4月2日-1888年6月8日	450	1835年	—	—	—
83	安嗣寿	竹山	1887年閏4月19日-11月23日	211	1853年	34歳	出身	減下
84	徐相奭	大丘	1887年5月19日-1890年8月8日	1172	1842年	45歳	済衆院主事	内務府主事、10日還来、91年5月29日幫辦元山港通商事務

[文末資料] [表5] 歴代主事任命者一覧 (3/5)

	姓名	本貫	在任期間	在任日数	生年	就任年齢	就任前の職位	就任中・就任後の職位
85	朴世煥	務安	1887年5月19日-1890年2月12日 1890年閏2月3日	969	1846年	41歳 44歳	博文局主事 漢城府主簿	漢城主簿、閏2月6日還差
86	李容夏	全州	1887年6月29日-11月24日	143	1828年	59歳	典設主簿	身病
87	洪憲祖 Δ	南陽	1887年8月18日-1888年1月25日	156	1838年	49歳	義州書記官	義州書記官
88	李漢儀 Δ		1887年8月19日-28日	9			幼学	減下
89	李斗煥 Δ		1887年8月28日-1888年1月25日	146			会寧書記官	関北書記官、89年7月16日麻浦査驗官
90	陳洪九 Δ		1887年8月28日-1888年1月25日	146			掌簿官	関北書記官
91	李義鳳	韓山	1887年10月3日-1890年3月30日*	915*	1837年	50歳	右通禮	
92	沈相老	青松	1887年10月30日-1888年6月8日	216	1866年	21歳		遷別
93	俞致秉	杞溪	1887年11月17日-1890年4月13日	884	1842年	47歳		永禮令
94	韓憲教	清州	1887年11月23日-1888年1月29日 1888年6月14日-1890年1月29日	66 578	1845年 1845年	42歳 43歳	副司果 賓主	都政永主
95	尹宅善	海平	1887年11月27日-1888年1月29日 1888年6月14日-11月13日	62 147	1863年 1863年	24歳 25歳	博文局主事 衣主	都政引儀 有関
96	李台植	韓山	1887年11月27日-1889年12月30日	743	1857年	30歳	済衆院主事換	済衆院主事換
97	李玄植 Δ		1888年1月25日-12月27日 1893年1月22日	328 -			釜山港書記官 前主事	釜山港書記官
98	鄭敬源	延日	1888年1月29日-1890年2月15日	726	1851年	37歳	都政廣陵令	減下
99	曹斗煥	昌寧	1888年1月29日-6月14日	134	1848年	40歳	都政永禮令	刑正
100	金永汶	善山	1888年2月1日-1892年12月28日	1801	1849年	39歳	前主事	
101	申珩模 Δ		1888年5月6日-1889年7月14日	423			元山港掌簿官	元山港書記官
102	金器柔 Δ		1888年5月6日-1889年7月14日	423			翻訳官	翻訳官
103	安吉寿	竹山	1888年5月6日-1891年12月29日 1894年4月12日	1324 -	1851年	37歳 43歳	駐日書記官 前主事	改差
104	李秀岳 Δ	韓山	1888年6月3日-1889年7月14日	371	1823年	65歳	仁川港書記官	仁川港書記官
105	李鉉相	井邑	1888年7月12日-1892年7月17日	1482	1865年	23歳	司勇	
106	○丁大有	羅州	1888年7月26日-1894年6月29日**	2160**	1852年	36歳	幼学	
107	鄭載錫 Δ		1888年9月27日-11月13日	46			幼学	改差、90年閏2月2日仁川港書記官、92年2月3日済衆院主事
108	李在正	羽溪	1888年10月15日-1890年7月2日	639	1846年	42歳	典獄參奉	改差
109	高永善 Δ	濟州	1888年10月23日-1889年7月14日	259	1850年	38歳	義州監理書記官	義州監理書記官
110	趙鏡夏	豊壤	1888年11月13日-1889年12月12日	385	1863年	25歳	副司果	改差
111	趙正夏	豊壤	1888年11月20日-1889年6月23日	212	1831年	57歳		
112	崔鎮泰 Δ	忠州	1889年11月1日-7月14日	183	1850年	39歳	釜山港書記官	釜山港書記官、91年9月8日済衆院主事
113	黃猷淵 Δ		1889年1月11日-7月14日	183			仁川港書記官	仁川港書記官
114	俞鏡煥 Δ		1889年11月1日-7月14日	183			仁川港書記官	仁川港書記官
115	洪在箕 Δ	南陽	1889年3月10日-7月14日	124	1857年	32歳	仁川港書記官	仁川港書記官、90年11月28日釜山港書記官
116	李承建 Δ		1889年3月10日-7月14日	124			釜山港書記官	釜山港書記官
117	韓詰翼 (重)	清州	1889年3月21日-5月17日	57	1853年	36歳	86年8月30日博文局主事差下、前主事	
118	○李應翼	延安	1889年3月21日-1890年9月27日 1890年10月29日-1891年3月 1893年12月2日-1894年6月29日**	569 149 205**	1855年	34歳 35歳 38歳	前司事 都政以監察	90年1月29日工曹正郎去、同日重来、司憲府監察 引儀、92年4月7日政永別来
119	申泰茂	平山	1889年6月3日-1891年12月29日 1894年4月17日	943 -	1868年	21歳 26歳	幼学 前主事	改差
120	沈啓澤	青松	1889年6月3日-1892年7月20日	1169	1865年	24歳	幼学	都政平市主簿
121	李昌世	全義	1889年7月29日-1890年8月10日	395	1851年	38歳	刑正	移去于順昌園
122	李相采		1889年8月25日-9月13日	1			幼学	
123	朴逸憲 Δ		1889年8月26日-1892年5月7日	986			慶興書記	減下
124	韓灌錫 Δ		1889年8月26日-1892年5月7日	986			掌簿官	減下
125	崔永祉 Δ		1889年9月2日-1892年5月7日	980			慶興書記	91年9月23日関北監理署掌簿官、減下
126	梁宗彦 Δ	南原	1889年9月2日-1892年5月7日	980	1848年	41歳	翻訳官	減下
127	金錫龍 Δ	彦龍	1889年9月2日-1891年4月15日	604	1857年	32歳	会寧書記官	改差
128	李時榮		1889年11月4日-12月12日	38				改差
129	閔泳五 Δ	驪興	1889年11月26日-1890年9月8日	308			釜山港書記官	関北監理署書記官、駐接辦稽察
130	張華植	仁同	1889年12月12日-1891年7月29日	609	1852年	37歳	禁部	都政懿陵令、同日重来
131	邊錫胤	原州	1889年12月12日-1890年1月29日	48	1855年	34歳	副司果	工曹佐郎去、同日重来、91年2月1日元山港書記官移駐麻浦査驗官
132	秋秉記 Δ		1890年1月14日	-			南宮文案	
133	宋秉翼 Δ		1890年1月18日-2月7日	19			前參奉	身病減下、90年2月22日済衆院主事差下
134	金好錫 Δ		1890年1月18日-2月7日	19			前監役	身病減下
135	鄭應慶	奉化	1890年1月29日-3月29日* 1891年3月22日-1892年5月27日 1890年2月5日-3月3日*	60* 419 29*	1832年	58歳 59歳 43歳	政以西部令 政尚瑞主簿	政尚衣主簿
136	金華植	瑞興	1890年10月	-	1847年	43歳	南部令	
137	魚命麟	咸從	1890年2月7日-1892年5月	495	1871年	19歳	幼学	政引儀
138	金永淑	死山	1890年2月10日-3月30日*	80*	1866年	24歳	幼学	

森万佑子 朝鮮近代の外交実務担当者に関する基礎的研究
 ——「統理交渉通商事務衙門統章程」制定に着目して——

[文末資料] [表5] 歴代主事任命者一覧 (4/5)

	姓名	本貫	在任期間	在任日数	生年	就任年齢	就任前の職位	就任中・就任後の職位
139	趙性協	咸安	1890年閏2月20日-1894年6月29日**	1575**	1852年	38歳	司饗主簿	
140	閔膺鏡	驪興	1890年4月17日-1892年9月5日	875	1837年	53歳	副司果	
141	林正洙	羅州	1890年6月9日-1891年12月6日 1892年閏6月8日-16日 1892年7月3日-30日	530 9 28	1832年 1832年	58歳 60歳	政以永禧殿令 還来	政尚衣主簿 都政院令
142	金泳圭	安東	1890年8月8日-1892年3月25日 1894年4月30日	579 —	1846年	44歳	内務主事	
143	閔丙益△	驪興	1890年8月9日 1893年7月29日	— —			副司果	
144	閔丙益	驪興	1890年8月11日	—	1854年	36歳	副司果	
145	閔東赫	驪興	1890年9月29日-1891年1月21日	111	1839年	51歳	副司果	
146	趙星鎬△		1890年11月9日-12日 1892年9月12日	4 —			幼学	改差
147	玄燾	延州	1890年11月12日-1891年4月9日	145	1860年	30歳	前監察	
148	李用尚		1890年12月4日	—			元山港翻訳官	
149	李政翼	延安	1890年12月28日-1891年6月16日	166	1845年	45歳	政以穆陵令	
150	柳興弼	文化	1891年1月25日-1892年1月27日 1892年3月3日-10月30日	358 264	1852年 1852年	39歳 40歳	政以尚瑞主簿 尚衣主簿	都政以济用別提
151	李寅荣	慶州	1889年10月18日-11月4日 1891年2月18日-1893年2月8日	17 730	1865年	24歳 26歳	幼学 口傳政以復職	改差 91年9月10日濟衆院主事差下
152	曹鎮百	昌森	1891年3月6日-19日	14	1829年	62歳	太廟令	
153	沈相弼	晋松	1891年3月28日-1892年3月1日	328	1843年	48歳	政以監察	
154	金榮浩△		1891年4月19日-1892年5月7日	373			會寧監理署書記官	
155	李恒冕	完山	1891年4月25日-1892年9月16日	524	1844年	47歳	幼学	
156	申慶秀	平山	1891年6月7日-9月22日	105	1833年	58歳		
157	韓鎮泰	清州	1891年6月20日-1892年6月8日	343	1829年	62歳	政以尚瑞主簿	政禁府都事換
158	李秀敦	全州	1891年11月5日-1892年7月6日	267	1833年	58歳	副司果	92年6月禁都, 同8日禁都換来, 太廟令
159	鄭日鉉△		1891年11月5日-1892年5月7日	180			幼学	
160	吳鼎善	海州	1891年12月22日-1892年6月29日 —1891年12月13日	184 —	1844年	47歳	副司果	政引儀 改差
161	金炳勲	安東	1892年5月13日-7月3日	79	1856年	36歳	内務主事	政斐別, 7月6日還来
162	金経夏	慶州	1891年12月28日-1892年3月12日	73	1855年	37歳	86年8月30日濟衆院主事差下, 尚瑞主簿	
163	安鼎寿	竹山	1891年12月29日-1892年8月8日	245	1840年	51歳	司果	
164	李輔漢	完山	1891年12月29日-1892年1月14日	16	1874年	17歳	進士	
165	金宗植	清風	1892年1月27日-5月13日	104	1851年	42歳	都政以景蕃宮令	政以平市主簿
166	趙鐘萬	漢陽	1892年1月27日-10月29日	297	1858年	34歳	91年5月6日濟衆院主事, 都政以水陵令	
167	李秉久△		1892年2月6日-5月7日	90			幼学	減下
168	盧相説△		1892年2月6日-5月7日	90			幼学	減下
169	韓學洙	清州	1892年2月24日-25日	31	1858年	34歳	幼学	禁府都事
170	宋秉穆	恩津	1892年1月30日-3月20日 1892年6月8日-閏6月6日	49 29	1843年 1843年	49歳 49歳	政以泰陵參奉 重采	政引儀 政監察
171	○李康夏	全州	1892年3月20日-1894年6月29日**	837**	1860年	32歳	監察	
172	朴時秉	密陽	1892年3月25日-9月28日	211	1835年	57歳	禁都換	
173	李文榮	龍仁	1892年5月26日-7月3日	66	1850年	42歳		引儀去
174	任起鎬		1892年6月6日-22日	17			政掌主簿去	
175	李應達		1892年閏6月17日-1893年7月29日	397			政景陵令	7月政典設主簿去, 同17日政以尚衣主簿還来, 同22日政引儀去
176	李根永△	水原	1892年閏6月18日-7月7日	19	1856年	36歳	前主事, 義州書記官	減下
177	洪淳旭△	南陽	1892年閏6月18日-7月7日	19	1859年	33歳	前判官, 釜山港書記官	減下
178	金善一	水原	1892年閏6月23日-7月17日	24	1854年	38歳	政溫陵令	政典園局司事去
179	韓應一	清州	1892年7月2日-9月10日	69	1841年	51歳	政司廳別提	
180	沈魯漢△		1892年7月7日-8月19日	43			仁川港翻訳官	減下
181	金官鉉△		1892年7月7日-10月25日	108			仁川港翻訳官	派在仁川海關, 主事減下
182	李重元△	全州	1892年7月7日-8月19日	43	1856年	36歳	釜山港海關翻訳官	減下, 93年2月6日釜山港翻訳官
183	姜鳳欽△		1892年7月7日-8月19日	43			釜山港海關翻訳官	減下
184	李尚萬	徳山	1892年7月17日-1893年4月22日	273	1861年	31歳	88年7月26日, 90年閏2月22日濟衆院主事, 91年9月8日釜山港書記官, 92年閏6月15日濟衆院主事	
185	尹榮斗	豊壤	1892年7月30日-1893年2月5日	184	1855年	37歳	都政以機器局司事	
186	金洛駿△	光山	1892年8月19日-10月25日	66	1845年	47歳	駐日翻訳官	派在駐日本公署

[文末資料] [表5] 歴代主事任命者一覧 (5/5)

	姓名	本貫	在任期間	在任日数	生年	就任年齢	就任前の職位	就任中・就任後の職位
187	崔性健 Δ		1892年9月12日	—			前司勇	
188	李時翼		1892年9月25日	1				
189	安琦善 Δ		1893年1月22日-1894年1月25日	328			幼学	改差
190	張鳳煥 Δ	仁同	1893年1月22日	—	1856年	37歳	幼学	
191	金思純 Δ		1893年5月2日	—			駐日本公使署書記官	
192	李啓弼	咸平	1893年6月15日-12月29日	193	1860年	33歳	副正字	93年6月27日咸鏡道慶源興地方商務委員
193	尹滋参 Δ	坡平	1893年6月26日-28日	3	1840年	53歳	幼学	
194	李冕九 Δ		1893年7月10日-12日	3			進士	減下
195	金泰秀 Δ		1893年7月10日-12日	3			幼学	減下
196	金成喜 Δ	慶州	1893年7月10日-12日	3	1847年	46歳	幼学	減下
197	白南奎 Δ	水原	1893年7月10日-12日	3	1876年	17歳	幼学	減下
198	尹奎燮 Δ	坡平	1893年7月10日	—	1847年	46歳		
199	朴籬和 Δ	密陽	1893年7月27日-8月3日	6	1871年	22歳	幼学	減下
200	尹轍炳 Δ		1893年7月27日-8月3日	6			幼学	減下
201	崔秉吉 Δ	全州	1893年7月27日-8月3日	6	1859年	34歳	幼学	減下
202	丁台植 Δ		1893年7月29日-11月3日	93				
203	閔德行 Δ		1893年7月29日	—				
204	申鶴均 Δ		1893年7月29日	—				
205	閔景勲 Δ	驪興	1893年7月29日	—	1844年	49歳		
206	金宅圭 Δ	安東	1893年7月29日	—	1871年	22歳		
207	沈聖澤 Δ		1893年7月29日	—				
208	黄裕永 Δ		1893年7月29日	—				
209	金商愚 Δ		1893年7月29日	—				
210	金堯璇 Δ		1893年7月29日	—				
211	朴永稷 Δ		1893年8月12日-15日	4			幼学	減下
212	柳海昇 Δ		1893年8月12日-15日	4			幼学	減下
213	金一河 Δ		1893年8月12日-15日	4			幼学	減下
214	玄采 Δ	川寧	1893年9月5日-6日	2	1856年	37歳	釜山港翻訳官	減下
215	丁若臨 Δ		1893年9月5日-6日	2			掌簿官	減下
216	朴義秉 Δ	密陽	1893年9月5日-6日	2	1853年	40歳	元山港書記官	減下
217	卞興植 Δ	草溪	1893年9月5日-6日	2	1859年	34歳	義州監理署書記官	減下
218	金爽永 Δ	文化	1893年9月9日	—			進士	
219	金錫仁 Δ	金海	1893年9月9日-12日	4	1834年	59歳	幼学	減下
220	韓永福 Δ		1893年9月14日	—	1867年	26歳	幼学	
221	崔文煥 Δ		1893年11月3日	—				
222	安教弼 Δ		1893年12月2日	—				
223	李虎榮 Δ	慶州	1894年1月25日	—	1869年	25歳	濟衆院主事	
224	洪慶杓 Δ		1894年1月29日	—				
225	李龍珪 Δ	韓山	1894年2月29日	—	1859年	35歳	幼学	
226	安琦良 Δ		1894年3月19日	—				
227	金弼熙 Δ	慶州	1894年4月14日	—	1872年	22歳	進士	

典拠：『統署日記』、『統理交渉通商事務衙門主事先生案』、『草記』、『本衙門草記謄録』、『国朝文科榜目』、『朝鮮時代雑科合格者総覧』。

凡例：「○」は、「総務」就任者。「Δ」及び二重線付き数字は、外衙門への出勤が確認できない者とその在任日数。「*」は、1890年4月-12月に退任したために『統署日記』に記録がなく、正確な退任日が分からない者。「**」は、1894年7月以降も勤務する者。

* 正確な在任期間が分からない者は、『統署日記』で確認できる出勤日を就任日もしくは退任日として計算した。